

# 私たちこんな活動しています!

## 倫理委員会の活動

倫理委員会 副委員長 森山 航洋 (62期) ●Kazuhiro Moriyama

### 1 倫理委員会とは

倫理委員会（以下「当委員会」とする）は、当会会員の弁護士倫理の維持向上を図る目的で、平成13年に設置された特別委員会です。

当委員会では、①事前照会に対する回答、②倫理相談員のあっせん、③市民相談への対応、④弁護士倫理研修への協力等の活動を行っています。

### 2 委員会の構成

2019年度は、吉田繁実委員長のもと、33名の委員・幹事が参加しており、期別にみると、20期代が4名、30期代が6名、40期代が9名、50期代が8名、60期代が5名、70期代が1名という構成です。

### 3 具体的な活動内容

#### (1) 事前照会

日頃、先生方が具体的事案に着手するにあたり、弁護士倫理の問題が絡み、どのように対処すればよいか、判断に悩むことはありませんか。

そんなときは、当委員会の事前照会制度をご利用ください。事前照会制度は、当会会員が業

務に関して自ら行おうとする具体的行為の弁護士倫理上の相当性について、当委員会において検討の上、回答させていただく制度です。

#### 事前照会ご利用の条件

事前照会制度のご利用にあたっては、次の条件を満たしていただく必要があります。

- 1 書面による照会  
口頭での照会はお受けできません。
- 2 ご自身の問題であること  
他の弁護士の行為に関する照会はお受けできません。
- 3 これから行うものであること  
既に着手した行為について倫理違反があるか否かといった照会はお受けできません。この場合は、後述の倫理相談員あっせん制度をご利用ください。
- 4 業務に関し自らが行おうとする具体的な問題であること  
単なる仮定的な事例についての照会はできません。

#### 回答について

また、回答については、次の点にご留意ください。

- 1 回答は原則として書面で行います。ただし、当委員会又は各部会の議論に参加していただき、その議論をもって回答とする場合があります。
- 2 回答は当委員会としての意見です。当会又は日弁連の綱紀委員会や懲戒委員会が同一の結論を出すことを保証するものではありません。
- 3 回答の内容については秘密が保たれますが、個人の特定につながる事項を変更するなど、厳密に秘密を保ちながら、後日まとめて出版物とすることがあります。



倫理委員会出席者の集合写真  
(前列左が吉田繁実委員長。後列一番左が執筆者。)

